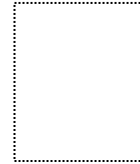


委 託 業 務 契 約 書



1 委託業務の名称

2 履 行 期 限 令和 年 月 日

3 業 務 委 託 料 一金 円也

（ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円也 ）
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に ／ を乗じて得た額である。

【 [] の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する。 】

4 契約保証金 免 除 （垂水市契約規則第33条第9号による）

上記の委託業務について、委託者 鹿児島県垂水市長
と、受託者 との間において、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 受託者は、この契約書並びに仕様書（図面及び現場立会い等を含む。以下同じ。）に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 受託者が前払金の使用によってもなおこの契約の業務に係るものの必要な資金が

不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の業務に係るもの以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、業務の処理を一括して他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(業務内容の変更等)

第4条 委託者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第5条 受託者は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第6条 業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第7条 受託者は、業務を終了したときは、遅滞なく、委託者に対して業務に係る目的物（報告書を含む。）を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の業務に係る目的物を受領したときは、その日から14日以内に、受託者又はその代理人の立会いのもとに、業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、受託者又はその代理人が立会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、受託者は検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、修補を命ぜられたときは遅滞なく当該修補を行い、委託者の再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の修補の終了及び再検査の場合に準用する。
- 5 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく業務に係る目的物を委託者に引き渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第8条 受託者は、前条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、委託者に対し業務委託料の支払いを書面により請求するものとする。

- 2 委託者は、前項の支払い請求を受領したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

（前払金）

第9条 受託者は、業務委託料が400万円以上の契約について、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 6 委託者は、受託者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年_____パーセントの割合による額の遅延利息の支払を請求するものとする。

(前払金の使用等)

第10条 受託者は、前払金を業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(委託者の任意解除権)

第11条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第12条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限以内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 第2条第3項の規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して委託代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第2条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。

- (4) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を除却した上で再び履行しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受託者がこの契約の成果物の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (7) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、若しくは当該法人の支店の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正による解除）

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（2）受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 第20条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（協議解除）

第16条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第13条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者及び受託者が協議して定める。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議し決める。

(受託者の催告による解除権)

第17条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第18条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容の変更により業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第4条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止の業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第20号 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間までに業務を完了することができないとき。
- (2) この業務成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第12条又は第13条の規定により、業務成果物の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として、委託者の指定する日時までに、支払わなければならない。

- (1) 第12条又は第13条の規定により業務成果物の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務成果物の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、委託者は、業務委託料に対して、遅延日数に応じ年_____パーセントの割合で計算した額を請求するものとする。

（受託者の損害賠償請求等）

第21条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 受託者は、第8条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、委託者に対して遅延日数に応じ、年_____パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第22条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する日時

までに払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年_____パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数について年_____パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第23条 受託者は、契約期間中及び契約期間終了後又は解除後も業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(業務の調査等)

第24条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる

(契約に関する解決等)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本契約書を_____通作成し、委託者受託者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和_____年_____月_____日

委 託 者	住 所	鹿児島県垂水市上町 114 番地 垂水市 垂水市長	印
-------	-----	---------------------------------	---

受 託 者	住 所		
	氏 名		印